

一般社団法人岩手県社会福祉士会の会費に関する規則

規則第 3 号

2007 年 2 月 17 日制定

2022 年 6 月 5 日改正

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第 7 条の規定に基づき本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の正会員の入会金は、5,000 円とする。

2 但し、入会時 30 歳未満の正会員の入会金は必要としないものとする。

3 本会の賛助会員の入会金は、これを必要としないものとする。

4 第1項の規定の入会金の徴収は、公益社団法人日本社会福祉士会に委託できるものとする。

(年会費)

第3条 本会の正会員の年会費は 15,000 円とする。

2 途中入会者であっても、前項の会費とする。

3 入会時 30 歳未満の正会員の入会年の会費は、必要としない。

4 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

5 第1項の規定の会費の徴収は、公益社団法人日本社会福祉士会に委託できるものとする。

(賛助会費)

第4条 本会の定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口 10,000 円、個人の場合は年間 1 口 5,000 円、学生である個人の場合は年間 1 口 1,000 円とし、各々1口以上の賛助会費を必要とするものとする。

2 学生である個人とは次のとおりとする。

(1)日本社会福祉士養成校協会加盟校の学生

(2)社会福祉学を専攻する大学院生

(3)社会福祉士取得を目指す学部学生、及び専門学校生

3 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第6条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、2007 年 3 月 19 日から施行する。

附則

1 2022 年 6 月 5 日改正し、2022 年 4 月 1 日に遡って施行する。